

令和6年度
観光振興事業費補助金
(地域一体型ガストロミーツーリズム推進事業)
補助対象事業

公募要領

① 公募期間

令和6年5月31日(金)～令和6年7月8日(月) 17:00(必着)

② 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 (担当:川平、小野、平塚)

連絡先: hqt-gastronomy-kanko★ki.mlit.go.jp

注: 本公募に関する質問は、電子メールにてお問合せください。なお、メールアドレスの★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記した上でお送りください。

令和6年5月

I. 事業の概要

1. 事業趣旨

令和5年に閣議決定された新たな「観光立国推進基本計画」においては、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つを柱に、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組み、持続可能な形での観光立国に向けて、官民一体となって着実に実施しております。

我が国の観光は、コロナ前に年間 3,200 万人いた訪日外国人旅行者が一時的に消滅し、日本人の国内旅行消費も半減するなど、深刻な影響を受けましたが、2023 年には訪日外国人旅行者数は 2,500 万人を超えるまでに堅調に回復するほか、昨今の円安影響等から国内周遊・国内需要が増えているところです。

しかしながら、外国人宿泊者数はコロナ前に比べ約 99%まで回復していますが、東京・大阪・京都の三大都市圏のみで全体の約7割の宿泊を占めるなど、地方部にはまだまだ宿泊を伴う行動する機会が少ない状況です。

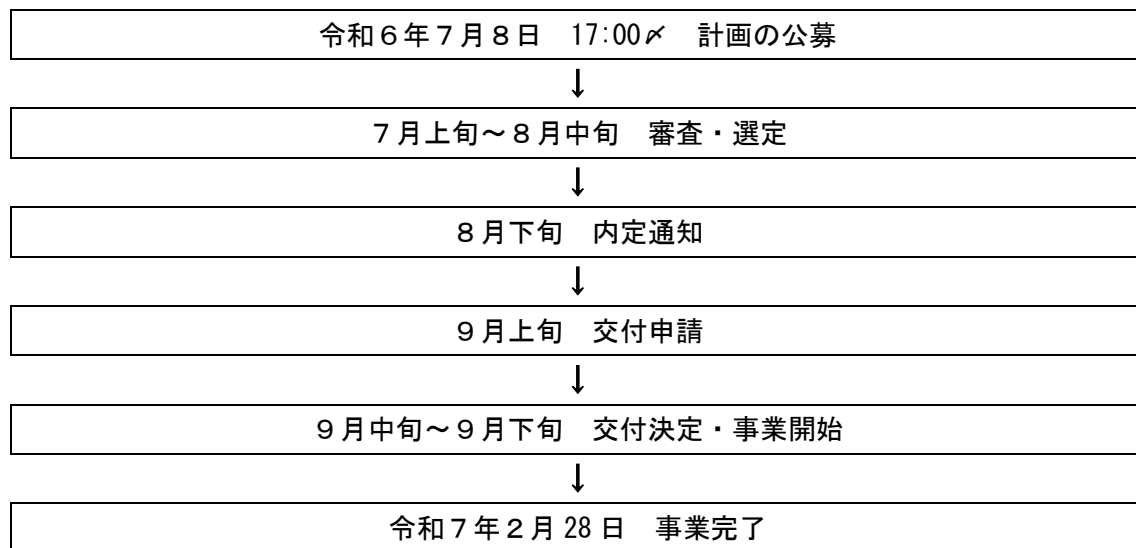
こうした訪日外国人旅行者の急速な回復の中で、外国人旅行者から需要が高い「日本の食」について、魅力的な**ガストロノミーツーリズム**^{※1}のコンテンツを造成し、インバウンド誘客をさらに地方に誘導する必要があります。

本事業は、地域一体型ガストロノミーツーリズムを体験するために必要な施設等の整備・改修や設備・備品の購入、コンテンツ造成、販路の形成等の取組に対して支援を行います。

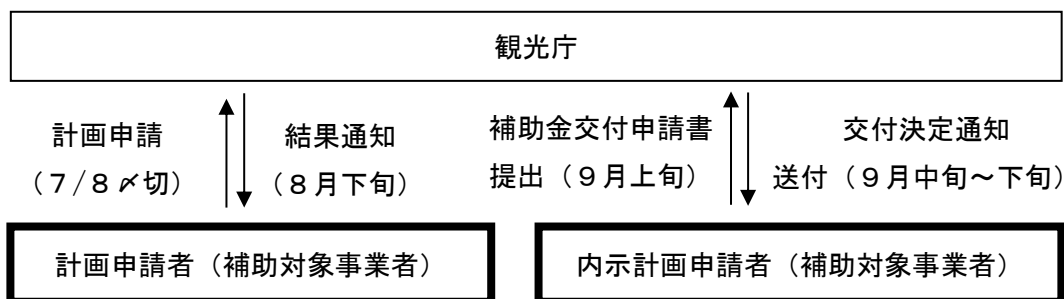
※1 ガストロノミーツーリズムは、その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しむ、その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズムであり、地域の伝統や多様性をサポートするだけでなく、文化の発信、地方経済の発展、持続可能な観光の実現等にも資するものとされています。「(別紙1)本事業における地域一体型ガストロノミーツーリズムの考え方について」を参照してください。

2. 事業実施期間

交付決定後より令和7年2月28日までとします。



3. 申請スキーム



4. 事業内容

本事業は、地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)・民間事業者等が、地域一体型ガストロノミーツーリズムを体験するために必要な施設等の整備・改修や設備・備品の購入、コンテンツ造成、販路の形成等に係る経費の一部を国が補助する事業です。

5. 補助金交付申請の流れ

本公募において、計画申請者は申請書を観光庁に提出いただきます。観光庁は提出された申請書について、計画の認定及び補助対象事業の選定をします。審査結果を踏まえ、観光庁は、計画申請者に対して補助金額等を内示します。内示を受けた計画申請者は、補助対象事業者となり、内示後に補助金交付申請書を作成し、観光庁に提出いただきます。

また、補助対象事業実施に当たり、食品営業や建築確認等の各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の申請前に許認可を取得するか、又は許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。

Ⅱ.募集内容

1. 計画申請者

以下のいずれかに該当する者とします。

- ・地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等

2. 補助対象事業者

地域一体型ガストロミーツーリズム推進事業において個別事業の実施主体として記載されている者であり、以下のいずれかに該当する者とします。

- ・地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等

※計画申請者と補助対象事業者は同一としてください。

3. 補助対象経費

(1)地域一体型ガストロミーツーリズム推進のための施設等の整備・改修、設備・備品の購入、ガストロミー類型に係るコンテンツ造成、販路の形成等

○補助率は1/2以内とし、1事業計画当たり5,000万円を上限とします。(金額の下限は特に設けません)

○歴史的建造物、文化施設や公的空間等の特別な施設等の整備・改修費や、ユニークベニュー活用に係る特別な空間演出等を必要とする設備・備品の購入、体験コンテンツ造成に要する経費、販路形成に係る旅行商品の造成や各種情報発信等に要する経費とします。

※原則として概算払いではなく、事業終了後の精算払いとなる点に留意してください。

(2)支援対象とならない経費の具体例

- 本事業に直接関係のない経費
- 補助対象事業者の交付決定前に発生した経費
- 計画申請者及び補助対象事業者における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等)
- 景品等の購入費
- クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- 国から別途、同一活動に対して補助金、支援金、委託費等が支給されている場合、又は、支給を予定されている場合の経費
- 本事業における資金調達に必要な利子等
- 既存物品の買い替え(同レベル機能の場合)に係る経費
- 消耗品に該当する経費(詳細につきましては「(別紙2)地域一体型ガストロミーツーリズム推進補助事業における備品購入について」を参照してください。)
- その他、地域一体型ガストロミーツーリズムの充実に向けた新規性や発展性を期待することができ

ない取組に係る経費

4. 事業の募集に当たってのポイント

- 補助対象事業の実施が、旅行消費額の増加や旅行者の満足度向上に寄与するとともに、地域におけるガストロノミーツーリズムの推進に資するものであるかという観点から事業を採択いたしますので、観点を踏まえた計画を策定してください。
- 補助対象事業で整備・改修する施設等及び購入する設備・備品は、地域の食文化の提供に資するコンテンツが前提となります。どのようなコンテンツで活用し、自走化していくものを計画へ記載してください。
- 応募にあたっては、補助対象事業終了後における事業継続の意思があることを前提とします。
- 数日間のイベントやモニターツアーのみに使用する施設整備や飲食店の改装・改修、広報的な PR 動画等の制作のみなど、地域におけるガストロノミーツーリズムの推進に繋がらないと思われる事業については不採択とします。
- 地域におけるガストロノミーツーリズムの推進にあたっては、地域関係者との連携や地域一体となった取組が必要不可欠であるため、これらが具体的に分かる事業を優先的に採択します。また、必要に応じ、提出された計画に記載された連携事業者に対してもヒアリング等を実施する場合があります。

Ⅲ.事業者の選定

1. 選定

(1) 選定方法

有識者を含めた委員会等により、次項「(2)選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。なお、募集締切り後に、必要に応じて計画申請者、連携事業者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 選定の観点

提出された応募内容を以下の観点から審査します。

<審査における必須項目>

1) 事業計画の的確性	<p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域一体型ガストロミーツーリズムの趣旨に沿った効果的な取組が具体的に提案されていること。 ○ 旅行者一人当たりの観光消費額及び地域の収益増加が見込めるよう具体的に提案されていること。 ○ 計画推進に当たり、地域の様々な関係団体等と連携し、地域全体におけるインバウンド含む観光需要の増加や地域経済の活性化に資する計画であること。 ○ 中長期及び本事業期間の目標及び指標について地域の現状・課題、計画内で実施する事業の内容を踏まえて適切に設定されていること。
2) 地域に対する理解度	<p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施地域の食文化等に精通しており、当該地域の擁する地域資源やそれらをとるまく状況・課題等を、幅広くかつ深く把握していること。
3) 事業計画に位置づけられた補助事業の確実性及び継続性	<p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の円滑な遂行に必要な体制が整っていること。 ○ 資金調達の見込みが立っていることが明確にわかること。 ○ 工程に具体性があり、事業期間内に完了することが確実であること。 ○ 補助事業終了後も事業者自らによる事業の継続及び拡大を見据えた実施体制となっていること。

<審査における加点項目>

計画の申請において、以下に掲げるような観光庁等の他の施策との相乗効果が見込める計画となっている場合は、加点要素とします。

- ・ 「地域一体型ガストロミーツーリズム推進事業の調査事業」(観光庁)
- ・ 重点支援 DMO など「観光地域づくり法人(DMO)」が実施体制に参画している。
- ・ 「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」(農林水産省)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/>

(3) 選定結果の決定及び通知

採択する案件が内定した後、計画申請者に対して通知します。計画申請者は、内定時に別途指定する期限までに、補助金交付申請を行うようにしてください。

また、不採択となった計画申請者に対する通知は行いませんので、観光庁 HP でご確認いただきますようお願いいたします。

注 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。

2. 質問

(1) 質問受付期間

令和6年5月31日(金)～ 令和6年6月21日(金) 17:00(必着)

(2) 質問方法

「5. 問合せ」に記載の連絡先までメールにてご連絡ください。メールの件名は「【問合せ】申請者名」としてください。

3. 提出

(1) 募集期間

令和6年5月31日(金)～ 令和6年7月8日(月) 17:00(必着)

(2) 提出書類

- ① 応募申請書(様式1)
- ② 概要書(様式2)
- ③ 費用積算書(様式3)
- ④ 実施スケジュール(様式4)
- ⑤ 別添参考資料(図面、見積書など)

※施設等の整備・改修、設備・備品の購入の場合、必ず見積書(写)を添付してください。

<提出に当たっての留意点>

- 各種様式は観光庁 HP からダウンロードください。
- 提出書類は全て PDF 化せず Word、Excel 又は PowerPoint 形式のまま提出ください。(⑤を除く)
- ⑤別添参考資料は、施設等の整備・改修、設備・備品の購入で必要な資料が異なります。
- 施設等の整備・改修: 見積書を必ず添付いただくと共に、可能であれば図面等の規格・仕様がわかる資料を添付してください。
設備・備品の購入: 単価・規格などがわかる資料を添付してください。EC サイトの商品ページ等でも構いません。

- ②～④を除く参考資料についても提出は可能ですが、あくまで②～④のみで実施内容が分かるように記載ください。(文章中で「参考資料への参照」等をさせないこと)

(3) 提出先

観光庁観光地域振興部観光資源課

hqt-gastronomy-kanko★ki.mlit.go.jp (メールアドレスの★を@に変更してください)

- ※ 電子メールによる提出のみとします。紙媒体や CD-ROM 等の電子媒体を、郵送・持込み等の方法で提出することはできません。
- ※ 提出する際は、電子メールの件名の冒頭に、必ず「**【提出】**」と付記してください。
- ※ 提出を確認した後に、観光庁より受領確認のメールを送付いたしますので、3開庁日を経過しても受信確認のメールが届かない場合を除き、申請書類の受領確認のために観光庁へ電話等により照会することはお控えください。
- ※ 提出する電子データは、**ファイル容量が合わせて 10MB 以内**となるようにしてください。提出する電子データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則としてできません。やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は、以下の【宛先】へ、件名の冒頭に「**【問合せ】**」と付記し、電子メールにより観光庁へご相談ください。

(4) その他

- 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがあります。

4. 補助金交付手続きについて

選定結果の決定及び通知後、別途ご案内します。

IV.留意点

1. 補助金の交付について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、観光振興事業費補助金(地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業)交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。

2. 事業期間中について

補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期(第4四半期は除く。)が終了する月の翌月末日までに観光庁へ「交付要綱様式第10(補助対象事業遂行状況報告書)」を提出していただきます。詳細は、観光振興事業費補助金(地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業)交付要綱第12条をご参照ください。

※ 補助対象事業年度内に事業が完了しない場合や、観光庁から求めがあった場合は、速やかに様式の提出や報告を行うものとします。

3. 事業完了後について

(1) 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日までに、観光庁へ「交付要綱様式第11-1(補助対象事業完了実績報告書)及び別紙関係書類」を提出してください。詳細は、観光振興事業費補助金(地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業)交付要綱第13条をご参照ください。

※ 別紙関係書類(経費内訳報告書、事業報告書等)の様式は、別途指定いたします。

(2) 補助対象事業者は、補助対象事業の事後評価を行い、補助対象事業が完了した日から起算して一月を経過した日までに事後評価書類を観光庁へ提出してください。

※ 事後評価書類の様式は、別途指定いたします。

※ 補助対象事業の全部が令和7年2月28日までに完了しない見込みが判明したときには、早急に観光庁の担当官に連絡し必要な指示を受けてください。

(3) 補助対象事業の終了以降においても、観光庁が必要と判断した場合、当該事業に係る報告を求めるとや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求め場合があります。

4. 事業経費・補助金の支払いについて

(1) 応募申請においては定量的な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。

(2) 経費計上の対象期間は、補助対象事業の交付決定日から令和7年2月28日までの期間といたします。このため、応募に要する経費等、本事業の交付決定前に発生する経費は対象となりません。

(3) 本事業の実施者は、当該事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。詳細は、観光振興事業費補助金(地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業)交付

要綱第 21 条をご参照ください)。

- (4) 「3.(1)」にて提出いただいた内容を審査したのち、観光庁より額の確定通知書を通知します。確定通知を受領した日から1週間以内に、「交付要綱様式第 13-2(支払請求書)」を提出してください。
- (5) 支払請求書を受領してから1ヶ月程度で、補助金を交付します。

※ 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象になります。

以上

(別紙1) 本事業における地域一体型ガストロミーツーリズム推進事業の考え方について

本事業における地域一体型ガストロミーツーリズム推進事業とは、次に掲げる点を複合的に実施することを重視するものである。

- ① 外国人旅行者から需要が高い「食」について、外国人目線で展開するガストロミーツーリズムコンテンツ（地域の習慣・伝統・歴史・文化に根ざした地域の食体験）を造成し、その地域の特色、経済的発展、伝統的文化への意識を高める。
- ② 地元では有名な「食材・料理」をより付加価値の高い場所や斬新な場所で食し、また、食文化体験ができることでその地域に関心を持ち、外国人観光客目線で地域の知名度を向上させ、観光誘客を図る。
- ③ 事業者のみならず、生産者や地域住民、行政など地域が一体となり地域の食文化を PR することで、持続可能な観光の受入体制の強化を図る。
- ④ ガストロミーツーリズムが地域における持続可能な開発目標(SDGs)に貢献する。
- ⑤ 日本版ガストロミーツーリズム(食文化ツーリズム)として観光産業の新たな一躍を担う。

(令和5年度 地域一体型ガストロミーツーリズム推進のための成果事例集)



QRコードを読み取ると成果事例集
が確認できます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

(別紙2)

地域一体型ガストロミーツーリズム推進事業(補助事業)における備品購入について

本事業は、地域一体型ガストロミーツーリズム推進において補助事業の実施主体として記載されている地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)・民間事業者等が、歴史的建造物、文化施設や公的空間等の特別な施設等の整備・改修費や、ユニークベニュー活用に係る特別な空間演出等を必要とする設備・備品の購入、体験コンテンツ造成に要する経費、販路形成に係る旅行商品の造成や各種情報発信等に要する経費の一部を国が補助する事業です。

本事業は国の補助金を活用して設備・備品を購入することになり、消耗品については補助の対象外となります。本事業においては、設備・備品については、原則5万円以上、耐用年数3年以上のものとしています。

基本的に5万円未満の物品は補助対象外となりますが、物品によっては耐用年数が長く、保管・管理ができ、事業に資するものであれば認められます。対象として認められるかについては、実際に採択が決定して交付決定を行う手続及び補助金執行の中で確認することとなります。

なお、会計検査の対象となった場合は、今回ご購入いただく設備・備品が適切に保管・管理されているかを確認させていただく場合があります。